

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律「現に未成年の子がいないこと」条文についてのアンケート調査報告

2020年10月10日

日本性同一性障害・性別違和と共に生きる人々の会 (gid.jp)

日本性同一性障害・性別違和と共に生きる人々の会 (gid.jp) では、性同一性障害の性別の取扱いに関する法律に「現に未成年の子がいないこと」条文があるために性別が変更できない方が、どのような状況に置かれているのかアンケート調査を行い、42日間の調査で45名の方から回答がありました。

ご回答いただいた皆様に感謝申し上げます。

ここにその調査結果をまとめ、ご報告いたします。

調査方法： インターネットホームページ上でアンケートを公開し、ネット経由で回答を取得

実施期間： 2020年6月20日（土）～2020年7月31日（金）

調査責任者：山本 蘭 (gid.jp代表)

実施機関： 日本性同一性障害・性別違和と共に生きる人々の会 (gid.jp)

回答人数： 45名

引用許諾に関するお断り

本調査結果は、以下を遵守していただくことを条件に、自由に引用・転載することを許可致します。

- ・調査実施機関である「日本性同一性障害・性別違和と共に生きる人々の会 (gid.jp)」の名称を記してください。尚、「gid.jp」などと略すことも可です。
- ・公序良俗に反するサイトやメディアでの使用はお断り致します。
- ・データを改変することはできません。
- ・掲載にあたっては、事後でもかまいませんので、上記連絡先までご一報ください。また、掲載紙や論文をお送りください。
- ・本調査は、あくまでも性同一性障害の当事者や性別違和を持つ人を対象としたものです。従いまして、LGBTやセクシュアルマイノリティなどの観点で論じたり、他のセクシュアリティと関連づけることは禁止致します。
- ・その他ご不明点や質問等がある場合はお問い合わせください。

■調査のまとめ

性同一性障害の性別取り扱いの特例に関する法律「現に未成年の子がいないこと」はgid.jpが長年改正、撤廃を求めている条文です。

2008年、「現に子がいないこと」から「現に未成年の子がいないこと」に改正され、12年が経過しました。現在も残る「現に未成年の子がいないこと」条文は実際にどのような影響を当事者に与えているのか、調査により45名の方から回答を得ることができました。

今回の調査では、まだまだ子どもを持つ方の年代や子どもの年齢は幅広く、「現に未成年の子がいないこと」の条文はいまでも当事者にとって大きな問題として残っていることがわかりました。

子どもとの関係、家族間との関係は良好であるにも関わらず、戸籍の性別が変更できないことで子どもの学校行事に参加すること難しく、子どもに肩身の狭い思いをさせているという声が聞かれました。子どものために偽りの性別で生きることを強いられていることは本人のメンタルヘルスにも大きな影響を与え、結果として就労に影響を与え、家族が離散してしまったという事例も寄せられました。

戸籍の性別と生活している本来の性別が違うため、なかなか安定した職に就けず、生活が苦しい、手術の費用をためることが難しいなどの声も聞かれ、「性別変更ができないため非常勤の仕事につくことしかでない」「生活が困窮し、家も子どもも失ってしまった」など、性別変更ができないために安定した職に就くことができず、生活困窮に陥る事例が寄せられています。「結局、大切な子を守れない特例法でした」という悲痛な声もあります。

「子どもは理解をしてくれている」「子どもは一番の理解者で応援してくれている」との声からも、子どもにとって親が本来の性別で生きることはなんら不都合がないことがわかります。むしろ戸籍上の性別が親の本来の性別と違うことの方が子どもに肩身の狭い思いをさせるなど、子の福祉の観点からもこの条文が間違っていることがわかります。

また子どもと関係がない状態の当事者からしても、性別が変更できないことは就労をはじめ、生きていくのに大きな障害となっていることがうかがえます。

この調査を通し、当事者、家族の現状を鑑み「現に未成年の子がいないこと」条文の早期撤廃を強く求めます。

また、特に子どもがいる方は「家族がいるため高額な手術費用より生活を優先している」「家族と生活しているので仕事を休むことや、やめることができない」など性同一性障害に関わる医療費の工面にも苦労している様子がうかがえました。ホルモン療法の保険適用の早期実現も重要であると考えます。

■ 質問

問1 セクシュアリティ (FTM/MTF) *

- FTM/男性
- MTF/女性
- その他 自由記載

問2 年齢

記入

問3 居住地 (都道府県)

記入

問4 治療状態

- SRS済み
- ホルモン療法・SRSに該当しない手術療法まで
- 精神療法のみ
- その他 自由記載 .

問5 一番下のお子さんの年齢

記入

*

問6 婚姻の有無

- 婚姻中
- 結婚していたが離婚した
- 未婚

問7 お子さんとの同居

- 全員と同居
- 一部と同居
- 同居していない

問8 子どもとの関係

- 理解し応援してくれている
- まあまあである
- 普通
- ぎくしゃくしている
- 拒絶されている
- 子どもとは接触がない

問9 性別変更できないことで受けている具体的な不利益

自由記載

問10 自分が性別変更できないことで生じるお子さんに対する不利益

自由記載

問11 あなたの思いなど

自由記載

問12 お名前

回答は任意です。本名の必要はありません。

記入

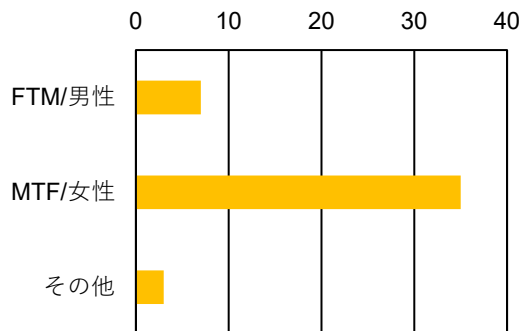
問13 メールアドレス

回答は任意です。会からの問い合わせが可能な方のみご記入ください。

記入

■ 調査内容

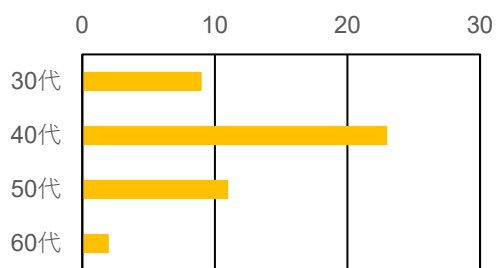
Q.回答者のセクシュアリティ



属性	回答数	割合
FTM/男性	7	16%
MTF/女性	35	78%
その他	3	7%
合計	45	

回答者のうちFTM/男性が15%、MTF/女性が78%、その他7%という結果となった。

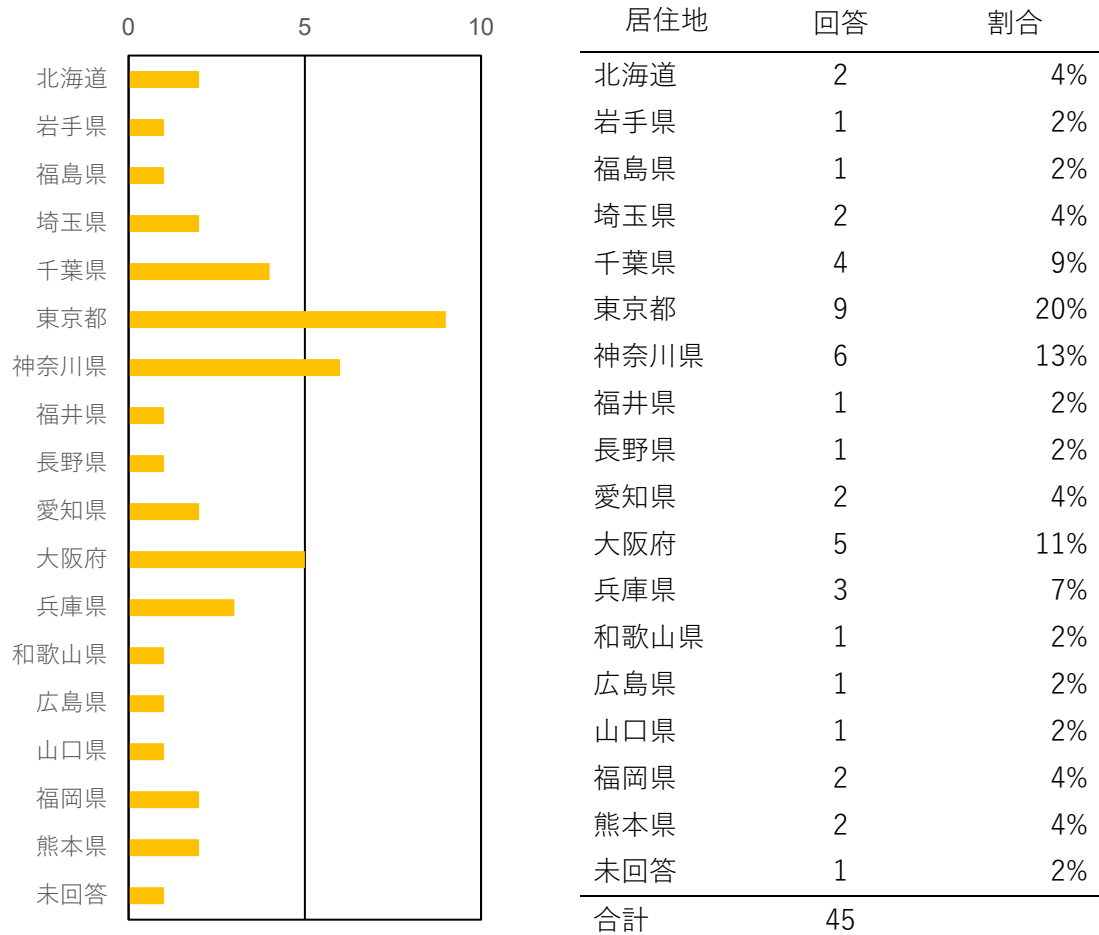
Q.回答者の年代



年代	回答	割合
30代	9	20%
40代	23	51%
50代	11	24%
60代	2	4%
合計	45	

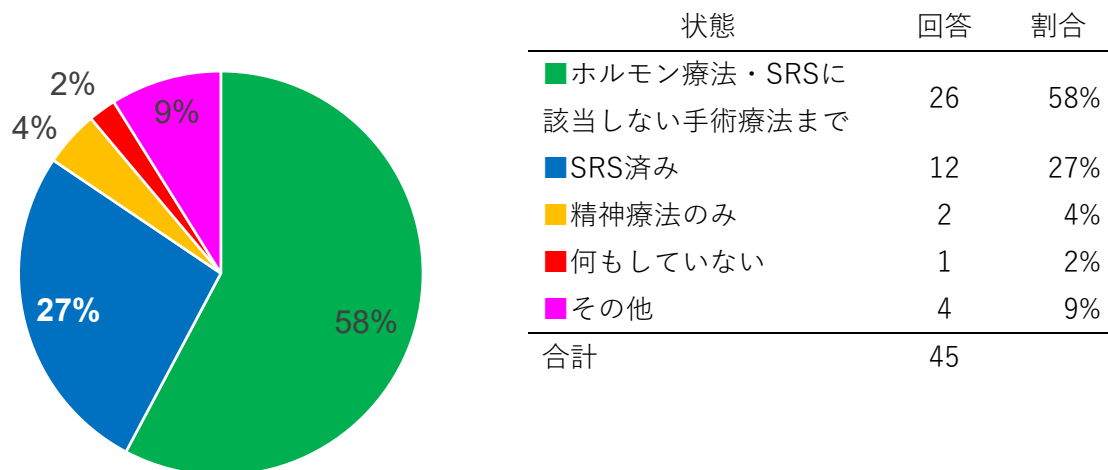
回答者の年代は40代が一番多く51%であった。本来年齢的に最も充実している時期に性別変更ができず困難をかかえてしまうことになり、ひいてはそれが子の福祉に影響を与えることが見て取れる。

Q.回答者の居住地



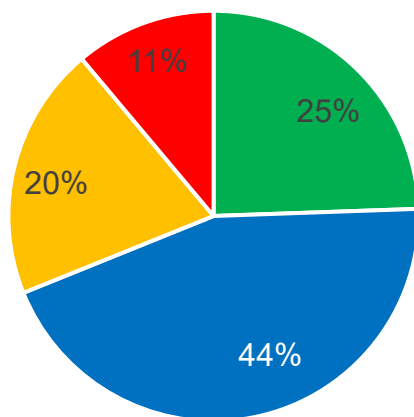
居住地は、ほぼ人口構成比を反映しており、全国に存在していることがわかる。

Q.回答者の治療状態



治療状態はホルモン療法・SRSに該当しない手術療法までを選択される方が一番多く58%であった。SRSをしてない理由は、子どもがいることで手術をしたとしてもどのみち戸籍の変更ができないこと、家族がいるため仕事を長期間休むことができない、手術費用が高額になるため金銭的なことが理由との声が多く聞かれた。

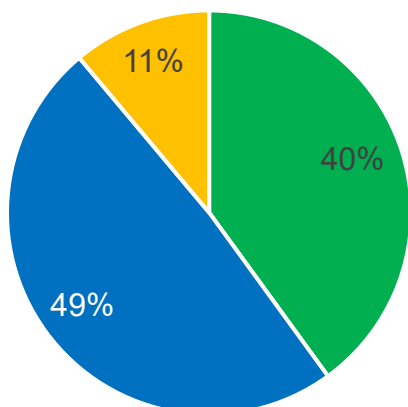
Q.回答者の一番下の子どもの年齢



年代	回答	割合
0歳-9歳	11	25%
10歳-15歳	20	44%
16歳-19歳	9	20%
その他	5	11%
合計	45	

子どもの年齢は10歳～15歳に該当する方が一番多く44%であった。最少年齢は0歳で、このことは戸籍を変更できない期間が長くなってしまふことが示唆された。また学齢期の子どもを持つ方が多く、学校行事で見た目と戸籍の性別が違うことの方が他の親や子どもから奇異な目で見られることにつながり、逆に子どもが肩身の狭い思いをしているなど子ども自身に影響が出ている。

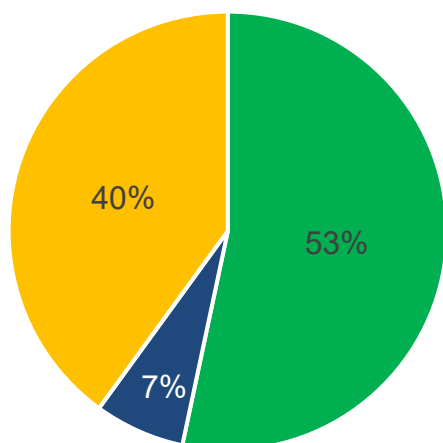
Q.回答者の婚姻の有無



状態	回答	割合
婚姻中	18	40%
結婚していたが離婚した	22	49%
未婚	5	11%
合計	45	

婚姻の有無については現在も婚姻中の方は40%、離婚を選択している方は49%、結婚したことがないとの回答も11%あった。

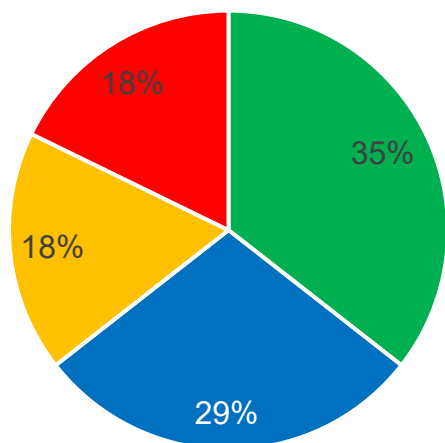
Q.回答者の子どもとの同居の有無



状況	回答	割合
■ 全員と同居	24	53%
■ 一部と同居	3	7%
■ 同居していない	18	40%
合計	45	

子どもの全員又は一部と同居している方の回答が一番多く、合計60%であった。
これは、多くの当事者が家族と向き合いながら理解を得ていっていることを示している。

Q.回答者の子どもとの関係



状況	回答	割合
■ 理解し応援してくれている	16	36%
■ まあまあである	13	29%
■ 普通	8	18%
■ 子どもとは接触がない	8	18%
合計	45	

子どもとの関係は「理解し応援してくれている」との回答が一番多く、36%であった。子どもが一番の理解者であるとの回答もあり、子どもとの関係は概ね良好な関係が築かれていることがわかる。
一方、子ども「接触がない」と回答した方も18%あり、子どもとの関係が切れているのに戸籍が変更できないことが当事者を苦しめている状況がうかがえる。

Q.回答者が性別変更できないことで受けている具体的な不利益

- ・ ホルモン療法の保険効かなくて高い。勤務先での更衣室。
- ・ 社会的に女性として認知されないこと。
- ・ 子どもで繋がった知り合いに対して、自分が本当は女性でないということが言えない。
- ・ 再婚できない。
- ・ 病院の保険適用、性別のリード。
- ・ 精神的苦痛。
- ・ 子どもがいることで本来の自分の性別で生きると言う選択が選べない。
- ・ 会社での微妙な立ち位置。
- ・ ホルモン療法で保険が効かないことや、乳がん検査に補助がないこと。加えて声の治療を保険でしたいのに高い治療費が捻出できない。
- ・ パートナーと婚姻できない。夫婦でないことによる不利益はシスと同じ。夫婦ではないので現在の賃貸物件に正式に同居できない。
- ・ 職場での無理解。
- ・ 今はないが、今後性自認との乖離が広がり精神的に不安定になりそう。トイレやお風呂など、女性のスペースを使いづらい。
- ・ 会社での長期休暇の取得と未成年の子どもが居ると性別変更不可と言う法律。
- ・ 区役所等でのトラブル。
- ・ 欲求が満たされないことによる、心の不調（イライラや焦燥感、無力感、厭世感、鬱）。
- ・ 外見が男性化しているのに公文書が女性であるので、説明が必要。
- ・ 公式文書等での性別記入や健康保険等での記入がある事。また医療機関等で担当以外(医療事務等)にその素性がわかってしまうこと。
- ・ 各種書類で自認しない性別に丸をつけるのが苦痛。
- ・ 体が変わっても施設の利用が制限されたりする。
- ・ 男性として生きているにもかかわらず戸籍の性別を記載しなければならない場合などの精神的な苦痛と、就職や銀行登録などで戸籍の性別を言いたくない時の不要なカミングアウト(アウティング)
- ・ 社会的にその性別で生活し、SRS済であっても、フィットネスセンターなど男女分けされた施設に入れない。入会できない。見た目も名前もその性別のものとして生活しているのに、病気やけがで入院する際に保険証上の性別の部屋にしかはいれず、適切な手当てを受けることがとても難しく、怖くなる。非常識な値段の個室になどもとからは入れない。
- ・ 身分証や保険証の性別が見た目と合致しないため、社会生活を営む上での本人確認に支障を来している。また、自認する性別と異なる戸籍上の性を、至るところで突きつけられることによる苦痛がある。
- ・ フルタイムで女性装なので、混乱を招いている。

- ・ ①女性のみ対象となる婦人科、乳がん、骨密度検診の公費負担。②ホルモン注射の保険診療③生命保険と医療保険の掛金金額③国家資格を用いた職種のため戸籍変更しないと男性のままで従事。
- ・ マイナンバー制度になり掛け持ちアルバイトも出来なくなり現在は生活保護（要件がなければ性別変更もでき正社員で働いて普通に人間と生きられる）この歳から解決したとしても正社員は年齢的に無理でしょうけど。
- ・ 性別事情を説明するのが大変なので健康診断は10年以上うけてないです。性別事情を説明するのが大変なので正社員で働けない。
- ・ カミングアウトしていない同僚や部下にも書類から自動的に知られる。保険や銀行等手続き時に不審に思われ根掘り葉掘り聞かれる。
- ・ 見た目と声は男性化しているのに女性であると説明が必要。
- ・ 選挙で不当な性別扱いされ、笑われ、選挙できなかった。女性なのに男性の泌尿器科にまわされ、死ぬほど恥ずかしかった。
- ・ 就職希望を戸籍での性別を重視する事が未だにあり、均等法的なニュアンスからも女性としての職に支障がある。性別違和なので性別も適合して欲しいと思う心身ストレス、婚姻されてない方々の現段階での婚約の権利、女性としての幸せ。
- ・ 公共機関での手続きの際に「おとうさん」と呼ばれてしまう。人によっては露骨に嘲笑や差別を剥き出しにしてくる。死別なのでおかあさんとの思い出を尊重しているが子どもが稀にアウトティングしてしまいママコミュニティの人間関係の構築に失敗する。
- ・ 職場では女性として働いているが、保険やマイナンバーなどの公的な物の提出が出来ないし、警察などの、本人確認書の提出の提示された時は凄く困っている。現在では、女子トイレにも行くが、もし盗難や警察関与した事件とか何かあれば凄く大変な事になるし、今後の不安は計り知れない。
- ・ お手洗いと更衣室、浴場等を気兼ねなく使うことができない。

Q.回答者が性別変更できないことで生じる、その子どもに対する不利益

- ・親が公的に中途半端な性別であること。
- ・娘が当然のように私に対して女性性を求めるが、応えてあげられない理由を説明しにくいこと。
- ・子どもには話をしていないのでわからない。戸籍変更という最終目的が無理なので隠している。
- ・学校での孤立。
- ・自分が不安定になることで子どもにも悪影響がでそう。
- ・外見が男性化しているのに、母親であるという事実は学校等で虐め等になりかねない。
- ・見た目と性別が伴わないことへの迫害。
- ・子どもの周囲の人たちへの、自分と子どもの関係性の不要なカミングアウト（子どもも同年代の子に気を遣うので、こっそり会っている）
- ・子どもにとっては、親の戸籍上の性別は関係なく一人の親として見ているので、自分が性別変更できるか否かに対しては、利益も不利益もない。もともとは子の福祉の観点から設けられた規定と聞いているが、これは当事者である親と子の関係性の話であり、未成年の子がいることをもって『一律に』性別変更ができないという要件を設けていることは、性別を変更する権利を不当に制限する規定であり、合理的ではないと考える。まるで、親が性別を変えることは子の福祉のためにならないと決めつけられていて、差別の再生産が行われているようにさえ感じる。
- ・学校の対応。
- ・性別を隠しながらのアルバイトで収入だったので自己破産をして大切な、わが家と子を手離した。
- ・学校行事参加できない。児童手当等申請の時本人確認でトラブルおきる。安定した仕事につけず収入が不安定で子どもの教育資金が足りない。
- ・母親として学校の行事に参加できなかった。
- ・父として、母としてというマジョリティな社会に対して、戸惑いを生じる場面が少なからずある。その子が婚姻する時にどう婚約者に理解してもらうのか、母は2人と言えるのか。心身的に辛いと感じると思う。でも、これまで一緒にいた時間に子ども達も違和感なく自分の事を言えるようになっていて一概に否定されるものでも無いと私は経験から思う。
- ・子どもが友人に話すときに相手の反応を気にしてしまう。

Q. 回答者の思いなど

- ・私のような親がいて子どもは結婚できるかな？私の存在が邪魔にならないか心配。
- ・わたしは家族優先なので性別変更できない現状を甘んじて受け入れているが、子がいることで性別を変更できず不自由な思いをしているトランスの方のためにも意味のない要件は早急に無くして欲しい。パートナーとの関係にはある程度影響があるとして、少なくとも子どもにはトランスの親の性別が変わっても全く影響はない。
- ・子どもが欲しかったので、子どもが自立するまでは治療をしないようにしようと考えていた。しかし、押し込めて膨れ上がった我慢は風船が割れるように些細なことで爆発してしまい、第一子が小学校に入ると同時に治療を開始した。子どもを持ちたいという気持ちがあれば、性別違和を我慢できるというわけではない。性別変更か子どもを持つか選ばせるような制度があること、とても辛い。性同一性障害特例法のいくつかの制約のため(未成年の子がいないこと、生殖器の排除)、子どもが欲しかった私は強い精神力で自分の気持ちを抑え込んできたが、できないものはできない。そして子どもを持った今、やはり何のためにこの要件が必要なのか、私には理解できない。撤廃を望む。
- ・すぐにでも戸籍変更したい。
- ・前に進めず、気分が晴れない。
- ・婚姻関係は継続したいので、戸籍変更とそれの場合の同性婚もセットでないと自分には無理な状態であるが、まずは子どもの有無に関係なく戸籍変更出来るようになり、選択肢を増やしたい。子持ちであることで自分を隠して生きなければいけない。精神的に辛い。
- ・成人年齢が引き下げられたので、後2年ほどだが、それまでにSRSや離婚条件が整わないから『私には、未成年の子ども無し条件撤廃は関係があまりない』子どもが理解『斟酌』出来る年齢まで、それが『概ね成人年齢』ではないかと思うので、それまでは『変更出来ない』のは致し方がないのでは？また、出来る様にする『両親の離婚をも早めかねないから』逆に子どもにとってはある程度の斟酌出来る年齢になるまで両親が離婚しないためにも『年齢条件』が必要では？『ホルモン療法の保険適用のほう優先順位が高い』
- ・裁判で弁護士を通して行おうとしたが、これもかなりの高額で成功報酬だけで声の手術が出来るほど。是非、未成年の子なし要件排除を希望する！
- ・戸変後の再婚などによるネグレクト等は少ない気がする。
- ・容易に変更は反対だが、子どもの年齢ではなく、5年10年と治療を受けていけば変更は可能で良いのではないか。それが子ども達の為になると思う。
- ・今までの法律通例では対応出来なくなることも増えて来ているので、過去の判例をベースにした話ではなく現在に適した話をして欲しい。お役所仕事にはうんざりしている。
- ・子どもを育て上げなど、という思いで、身勝手は許されないと自分に言い聞かせている。

- ・ 同法が施行された数年前に結婚し、人工授精で子どもを授かった。次世代を育むことは、社会の一員として当然と思い、心の内を隠して生活している。同法がもう少し早く施行されていれば、未婚子なしの他のMtFと同様に早い段階から治療に進めていたと思う。もうすぐ成人を迎えるので、その時に色々と決断しようと思う。
- ・ 子どもの事項だけでなく年齢的に手術の事項も厳しくなっているので撤廃して欲しい。
- ・ 女性として生活しているにも関わらず、戸籍が変わらないのはケジメが付かないような気がしてならない。自分らしく生きて行くことを子どもに示すのに法律に阻まれている感が否めない。
- ・ 結婚しているので、まずは同性婚の法制度が必要になるかとおもっています。同性婚が社会的に認知された上で、子どもがいてもいなくても戸籍変更が普通にできる世の中になってほしいです
- ・ 性別が変わったからといって親であることに変わりはないし関係も変わらない。何を持ってこの考えに至ったのか疑問を感じる。
- ・ 本当の性で日常生活がしたい。
- ・ 戸籍の性別の選択肢 (X) を増やしてほしい。難しければ戸籍の性別を男性に変更したいため、手術要件、子なし要件をなくしてほしい。
- ・ 自分が結婚し、子どもを設けた時代はまだGIDの概念や、社会的に移行し生活していけるというビジョンがどこにもなく、出生時の性の役割に沿って生きるしかないと感じていた。今社会が変わりはじめ、自分が本来あるべき、かつ社会的にそのように溶け込み生活しているのに、その性として公的に認められないのはおかしい。所謂手術要件は撤廃する必要はないと思う。
- ・ 資格試験、就職等で戸籍上の性別を伝える事による不便。
- ・ 見た目では女性として社会生活を送っているが、戸籍上の性別を問われた際、男性と言わざるを得ないのが苦痛であり不安。例) コロナ罹患した際、公表されると男性と表記される。
- ・ 結局、大切な子を守れない特例法だった。
- ・ 子どもの同意があれば性別変更出来るように特例法改正してほしい。
- ・ 子どもは事情をわかっている。戸籍の性別は変わらなくても現に移行して暮らしているからである。学校など、公的書類が必要なところでカミングアウトを迫られるのは苦痛である。
- ・ 子どもが小さい頃から中性的な容姿だったので、トランスしても子ども達は特に違和感を感じていない。SRSして今年で6年になるが、一緒に温泉に行ったりもする仲である。6年前から今に至るまで、子どもの有無で一絡げに性別変更できなくする意味を感じない。
- ・ 子どもだけでなくSRSの項目も経済的に厳しい。
- ・ 子どもが最初に理解してくれた。
- ・ 私は、女性だ。現代社会では、人はみんな違うと分かっているけど戸籍として二極化している以上どちらかである事が当たり前となる事自体が間違いなのかもしれない。性別を二分することは差を明確にする事でもあり、性別的な役割を更に意識的に引き立てている事もあると思う。会的に変革する事は現状難しい。では、どうするべきかと言えば、私は今の社会で女性として普通に暮らしたいと願う事、当たり前社会的に女性である事ができない事は、基本的人権を損なっていると言える

と思う。戸籍を変えたら済む問題かと言えば違う、その人自身も成長して行く事も大切な事である。私は普通に生活がしたいだけ。その普通な日々になんか少しでも寄り添っていただけたらと思う。

- ・ 高校生から女の子になりたくてずっと今の身体がいやで自分の身体を見ると罪悪感をおぼえる。
- ・ 現在の医療レベルや起こりえる事象を想定されていない要件であり、実態に即していない。子なし要件は不要に思う。
- ・ 子どもとしては分かっているのだが、割り切れない部分があるので仕方が無いが、頑張っても寡婦控除なども受けられずお金が無く辛い。
- ・ 是非この法律の特例法の項目が無くなって欲しい。
- ・ 同性婚が認められたら、母母子子も家族としてあり得るはず。なので、同性婚が当たり前になるきまりができたなら、国には「性別変更の子なし案件撤廃」をほぼ同時に行ってほしいと思っている。